

ひわたし のりお
日渡 紀夫

法学部 教授

法学修士 (京都大学)
民事手続法

学外における活動

□日本民事訴訟法学会理事

主要な研究業績

□論説「保全命令発令手続の審理構造—疎明をてがかりに—」単著、岡山大学法学会雑誌46巻2号 (1997年1月) 245頁～353頁

□論説「裁判所の裁量の統制方法について—審理計画を素材として—」単著、徳田和幸＝田邊誠＝山本克己＝田原睦夫＝中西正編『現代民事司法の諸相—谷口安平先生古稀祝賀』(成文堂、2005年6月) 241頁～259頁

最近の研究業績

□論説「通常共同訴訟の目的と共同訴訟人独立の原則の意義」単著、山本克己＝笠井正俊＝山田文編『民事手続法の現代的課題と理論的解明—徳田和幸先生古稀祝賀論文集』(弘文堂、2017年2月) 65頁～85頁

□論説「第三者異議の訴えの意義」単著、産大法学〔京都産業大学法学会編〕52巻2号 (2018年7月)

□研究テーマ

審理過程における裁判官の裁量とその統制方法

□研究の取組み

研究の目的は、民事訴訟の審理過程における裁判官の裁量について分析し、その統制方法を探ることである。

民事訴訟の審理において裁判官は様々な訴訟行為を行うが、裁量に委ねられているものが多い。そして、その訴訟行為は、心証形成に向けられている。しかしながら、心証形成は、裁判官の心理状態であって、可視化できない。

そこで、裁判官の訴訟行為は、裁判官の心理状態を反映したものである、という前提に立ち、分析する他ない。

研究の道具は、解明度概念である。解明度概念は、審理結果の変動可能性を意味するものである。この解明度を開示することにより、心理状態である心証形成過程を可視化し、そのうえで裁判官の裁量を統制しようとするものである。

まず、解明度外念の内容を精密する必要がある。これは、「証明の必要」概念の分析、証明と疎明の比較、証明度と解明度の区別、によって達成できるはずである。次に、裁判所の裁量をめぐる先行研究を再検討する必要がある。これは、弁論の終結における裁判の成熟、また、証拠の採否における唯一の証拠、といった分野の先行研究を、裁量の統制方法という観点から、検討することによって達成できるはずである。最後に、解明度概念によって、先行研究の成果を、再構成する必要がある。これは、解明度を用いて、裁量の統制方法を、分析することによって達成できるはずである。

研究内容・成果と教育とのつながりとしては、まず、講義においては、当事者の主張提出や証拠提出といった訴訟行為と、裁判所の心証形成といった心理状態を、関連づけて説明することができる、という点である。次に、演習においては、ゼミ生の裁判傍聴報告に際して、裁判所の訴訟指揮と、裁判官の心証形成を、関連づけて解説することができる、という点である。